

3 畜産第 1 2 9 8 号

令和 3 年 1 2 月 2 4 日

食料・農業・農村政策審議会

会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

諮 問

畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第6条第3項（同法第8条第3項及び第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和4年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めるに当たり留意すべき事項について、貴審議会の意見を求める。